

人事訴訟事件等の国際裁判管轄に関する一般的な規律の在り方

1 合意管轄・応訴管轄

(1) 中間試案の提案

合意管轄及び応訴管轄（注）に関する一般的な規律は設けないものとする。

（注）合意管轄とは、当事者の合意により、法定管轄のない国（の裁判所）に管轄を創設することを認める規律（又は合意された国以外の国の法定管轄を排除することを認める規律）を、応訴管轄とは、被告が国際裁判管轄の欠缺を主張することなく本案について応訴した場合に、当該国の管轄権を認める規律を指す。なお、これらに類する規律も含む趣旨である。

(2) 検討すべき論点

部会においては、合意管轄及び応訴管轄又はこれに類する規律について、一般的な規律を設けないものとすることに特段の異論はなく、意見募集手続においても、これに反対する意見はなかった。

以上を踏まえ、合意管轄及び応訴管轄又はこれに類する規律について、一般的な規律を設けないとすることでよいか。

2 併合管轄

(1) 中間試案の提案

① 一の人事に関する訴えで同一の身分関係の形成又は存否の確認を目的とする数個の請求をする場合において、日本の裁判所が一の請求について管轄権を有し、他の請求について管轄権を有しないときは、日本の裁判所がその訴えの管轄権を有するものとする（注1）。

② 家事審判の申立てについて、①と同様の措置を採るものとする。（注2）

③ 一の訴えで人事訴訟に係る請求と当該人事訴訟の被告に対する当該請求の原因である事実によって生じた損害の賠償に関する請求とをする場合において、日本の裁判所が人事訴訟に係る請求について管轄権を有するときは、日本の裁判所がその訴えの管轄権を有するものとする。

二 人事訴訟に係る請求の原因である事実によって生じた損害の賠償に関する請求を目的とする訴え（当該人事訴訟の当事者以外の者に対するものを除く。）は、既に日本の裁判所に当該人事訴訟が係属する場合にも、日本の裁判所がその訴えの管轄権を有するものとする。

- ④ 離婚の訴え又は婚姻の取消しの訴えと併せて親権者の指定に関する処分についての裁判を行う場合には、日本の裁判所が親権者の指定に関する処分（注3）について管轄権を有しないときであっても、離婚の訴え又は婚姻の取消しの訴えに係る請求について日本の裁判所が管轄権を有するときは、日本の裁判所は、親権者の指定に関する処分についても管轄権を有するものとする（注4）。

（注1）①に関し、同一の身分関係の形成又は存否の確認を目的とする場合以外に、具体的な事案における密接関連性が認められる場合にも併合管轄を認めるべきか否かにつき、引き続き検討する。

（注2）その具体的な内容については、引き続き検討する。

（注3）子の監護者の指定その他の監護に関する処分、財産分与事件についても併合管轄を認めるべきか否か、認めるとした場合に、類型的に併合管轄を認めるか、事案の内容に着目した関連性を要求すべきかについては、引き続き検討する。

（注4）諸外国には様々な法制があり得ることを踏まえ、例えば、準拠法が、離婚の裁判を行う際に特定の処分を併せて行うことを必要としている場合に限り、当該裁判の管轄権を有する裁判所は、必要とされている当該処分を行うことができるとの規律とすることも考えられる。このような考え方を採用するか否か、採用する場合、その旨の明文の規定を設けるか否かについて、引き続き検討する。

(2) 検討すべき論点

ア 人事訴訟事件における併合管轄（試案①）

(ア) 部会においては、人事訴訟における併合管轄を認めるべき場合につき、同一の夫婦間での離婚の訴えと婚姻取消しの訴え、子が提起する場合における父母の協議上の離婚の無効確認の訴え（父に対する訴えと母に対する訴え）など、同一の身分関係の形成又は存否の確認をする場合のみに限るべきであるとの意見が比較的多数であり、これを、試案①として提案した。

他方で、同一の身分関係の形成又は存否の確認をする場合に限らず、例えば、ある者がその配偶者の親の養子となっている場合における、配偶者からの離婚の訴えと配偶者の親である養親からの離縁の訴えについても併合管轄を認めるべきであるとして、具体的な事案における

密接関連性が認められる場合や、主観的併合を伴う場合において同一の事実上及び法律上の原因に基づく場合であれば、併合管轄を認めて良いとの意見も存在した（民事訴訟法第3条の6参照）。

(イ) 意見募集の結果、民事訴訟法第3条の6と同様の要件の下で併合管轄を認めるべきとの意見もあったが、比較的多数の意見は、試案①のように、限定的な範囲で併合管轄を認めるべきであるとの意見であった。

(ウ) 以上を踏まえ、一の人事に関する訴えで同一の身分関係の形成又は存否の確認を目的とする数個の請求をする場合において、日本の裁判所が一の請求について管轄権を有し、他の請求について管轄権を有しないときは、日本の裁判所がその訴えの管轄権を有するものとする事が考えられるが、この点について、どのように考えるか。

イ 家事審判事件における併合管轄（試案②）及び家事調停事件における併合管轄

(ア) 部会においては、家事事件手続法の別表の項の異同等に着目した規律や、いわゆる審判物の異同等に着目した規律等について議論がされたが、いずれも問題点が指摘され、試案では、家事審判事件についても人事訴訟事件における併合管轄と同様の規律を設けることを提案した上で、（注2）として、その具体的な内容については更に検討することとされた。

(イ) 意見募集手続では、試案で示された方向性に賛成しつつも具体的な規律については更に検討が必要であるとの意見、家事審判事件について併合管轄を認めるべきでないとの意見があった。

(ウ) 人事訴訟事件における併合管轄については、前記ア(ア)のとおり、国際的な要素を有さない事件において併合強制がされるものと典型的に考えられる場合等を念頭に、一つの訴えで同一の身分関係の形成又は存否の確認を目的とする数個の請求をする場合に限り、併合管轄を認めることを提案している（注）。

そして、試案①と同様の規律を設けるとの方針に照らせば、家事審判事件についても、併合申立てが強制されるものと典型的に考えられる場合等を念頭に、これに対応するための限定的な規律のみを設ける

ことが考えられる。これは、意見募集手続の結果にも沿うものと考えられる。

このことは、部会においては、単位事件類型毎に適切と考えられる管轄原因を検討してきたことを踏まえれば、単位事件類型毎の管轄規定によっては管轄権がないとされるにもかかわらず、併合管轄により管轄権を肯定する範囲は真に必要な範囲に限られるべきであるとの指摘にも通ずるものである。

(注) 以下では、人事訴訟事件の併合管轄について、試案①の意見が支持されることを想定して家事審判事件の併合管轄について検討しているが、仮に、人事訴訟事件について異なる案が採用されれば、以下に検討した点についても別異に解し得ることになる。

(エ) そこで、これまでの部会での議論を踏まえると、問題となり得る具体例としては、①数人が申し立てる同一人に対する後見開始の審判事件、相続人が三人以上である場合の遺産の分割に関する審判事件、②父母を同じくする複数の子の親権者の指定の審判事件、③三人以上の扶養義務者がある場合に一人の扶養義務者が他の複数の扶養義務者を相手方として申し立てる扶養の順位の決定の審判事件などが考えられる。

①については、成年被後見人となるべき者の住所又は居所及び国籍、相続開始の時における被相続人の住所（住所がない場合又は知れない場合にはその居所）（注1）といった、管轄権の所在が当事者ごとに区々にならない管轄原因が試案の内容に含まれているため、①の各事案における申立てを適法なものとするために併合管轄の規律が必要であるとまでは言い難いと考えられる。

②については、日本法を念頭に考えると、併合申立てが強制されるものと典型的に考えられるものではない。そうすると、併合管轄の規律が必要とまでは言い難いと考えられる（注2）。

③については、日本法を前提とすれば、扶養の順位の決定の審判事件が、扶養義務者が数人ある場合でも、そのうちの一人のみを相手方として申し立てることも適法であると考えられ、また、扶養義務者が数人ある場合でも、その権利義務関係は各義務者と扶養権利者との間でのみ確定されるものであると考えられるのであれば、併合申立てが強制されるものと典型的に考えられるものではなく、併合管轄の規律が必要であるとまでは言い難いと考えられる（注3）。

(注1) 遺産の分割に関する審判事件等(相続に係る審判事件)については、財産所在地にも管轄を認めるべきか否かが議論されているが、財産所在地についても客観的に定まるため、同様である。

なお、遺産の分割に関する審判事件について、相続人全員が関与しなければならないと考えられているのは、我が国の実体法(民法第907条)を前提としているとも考えられるが、そうであるとしても、併合申立てが強制されるものと典型的に考えられる例であるとは言えるものと思われる。

(注2) なお、部会においては、このような事例において、一方の子が住所を有する国であるからといって、当該国に住所を有しない他方の子の親権者の指定を行うことは認めるべきではないとの指摘があった。

(注3) なお、扶養関係事件については、扶養義務者間での審判の申立ても可能ではあるが、その際、扶養権利者をも当事者とする必要があるか否かにつき、見解の対立があるといわれている。

もつとも、扶養義務者が、他の扶養義務者及び扶養権利者を相手方とする併合申立てを強制されると解するとしても、その場合、試案によれば、扶養権利者の住所がある国及び相手方となる扶養義務者の住所がある国に管轄権が認められるのであるから、併合管轄を認める必要があるとまでは言い難いと考えられる。

(オ) 以上を踏まえ、家事審判事件についても、併合申立てが強制されるものと典型的に考えられる場合を念頭に、(真に必要な範囲で)併合管轄の規律を設けることが考えられるが、現在のところ、併合管轄に係る規律が必要であるとまで言うべき場合を具体的に想定できないようにも考えられる。この点について、どのように考えるか。

(カ) また、以上の家事審判事件に係る議論を踏まえ、家事調停事件における併合管轄の規律については、どのように考えるか。

ウ 関連損害賠償請求について(試案③)

部会では、人事訴訟の当事者ではない第三者に対する損害賠償請求の場合(被告側の主観的併合を伴う場合)には併合管轄を認めるべきではないとの意見があり、中間試案として試案③を提案したが、当該第三者に対する損害賠償請求自体が民事訴訟法の国際裁判管轄規定によって管轄権が肯定されることが多いのであるから、その場合には人事訴訟と関連損害賠償請求とを併せてできることを条文上明確にするために関連損

害賠償請求の規律として第三者に対する損害賠償請求の場合にも併合管轄を認める規律を設けるべきであるとの意見もあった。

意見募集の結果、試案③に賛成する意見と、関連損害賠償請求については併合管轄を認めるべきでないとする意見とがあった。

なお、これまでの部会においては、人事訴訟の当事者ではない第三者に対する損害賠償請求が関連請求とされる場合について、上記のとおり趣旨を条文上明確にするために第三者に対する損害賠償請求の場合を含む併合管轄の規律を設けるべきとの意見の他、あえて規律を設けない場合にも、民事訴訟法によって、日本の裁判所に管轄権が認められれば、(国内の) 手続に関する人事訴訟法第17条第1項又は第2項により、家庭裁判所で併合審理することができるとの見解も示されている。

以上を踏まえると、条文上の規律としては、試案③のとおりとすることが考えられるが、この点について、どのように考えるか。

エ 附帯処分等について（試案④）

(ア) 部会においては、大きく、①試案④のように、日本法としては、実際に準拠法となる法律の内容に関わらず、親権者の指定に関する処分についても管轄権を認めてよいとする見解(注1)、②準拠法が離婚等の裁判と何らかの処分とを併せてすることを必要的としている場合に、当該必要的とされている処分について併合管轄を認める見解、③離婚等と、ある処分とを必ず併せて行わなければならないとされている場合、当該処分は離婚事件等の内容であり、別個の事件として離婚事件等とは別に管轄権の有無を考える必要がないとする見解、④親権者の指定の処分及び子の監護者の指定その他子の監護に関する処分が附帯処分等として行われる場合には、子の利益に適うときに(注2)、離婚裁判所(離婚の訴え又は婚姻取消しの訴えが適法に係属している裁判所)の管轄権を認める見解に分かれた(注3)。

(注1) なお、この見解を支持する中には、子の監護に関する処分及び財産分与についても、準拠法の内容に関わらず、併合による管轄権を認めるべきであるとの意見があった。

(注2) 子の利益に適うことを要件とすべきとの意見と、親権者の指定の処分及び子の監護者の指定その他子の監護に関する処分についても、併合による管轄権を認めた上で、子の利益に適わない場合には特別の事情による却下で対応すべきとの意見とが考えられる。

(注3) なお、財産分与については、上記(注1)記載の意見のほか、財産分与

事件の国際裁判管轄の管轄原因を婚姻・離婚の訴えの国際裁判管轄の管轄原因と揃えることを念頭に、併合管轄を認める必要はないとの意見があった（ただし、離婚の訴え等の提起後に附帯処分として財産分与を申し立てる場合、離婚の訴え等の被告から附帯処分として財産分与を申し立てる場合には、管轄が区々になる可能性はあるとの指摘があった。）。

(イ) 意見募集に寄せられた意見も、前記㉓、㉔及び㉕（準拠法が離婚等とある処分とを同時にすることを必要的としている場合にのみ、当該処分についてもすることができるとすべきとの意見）、㉖と、それぞれの見解を支持する意見があった。

(ロ) このうち、前記㉖の見解については、日本の裁判所の管轄権の有無が決まる前から準拠法（我が国の国際私法を通じて指定される実質法）を参照することに関する理論的問題及び実務上の負担の問題が指摘されている。㉕の見解については、必要的処分を離婚事件の内容と考えることについて、部会において見解の一致が得られるかという問題がある。

一方、㉓の見解に対しては、具体的な事案において準拠法によっては必要的とされていない場合にまで日本の裁判所の管轄権を認めることになることが問題点として指摘されているが（注）、㉓の立場からは、併合管轄によって親権者の指定に関する処分についての管轄権が認められる場合でも、なお、特別の事情による却下を活用して、日本の裁判所が親権者の指定を行うことが不都合な例については日本の裁判所の管轄権を認めないこととすることができるとの説明もあった。

㉖の見解においては、問題となる処分についての管轄権の有無は「子の利益に適うとき」の解釈に委ねられることになるが、離婚と親権者の指定に関する処分との結びつきを踏まえれば、日本法が準拠法となる場合は典型的に「子の利益に適う」と解することを含意しているものと思われる。

（注）また、反対に、親権者の指定に関する処分以外の処分を必要的としている外国法が準拠法となった場合に対応ができないことも問題となり得る。この点については、準拠法上必要的とされている親権者の指定に関する処分以外の処分については、この規定を類推適用するなどして、解釈によって管轄を肯定する余地はあり得るとは考えられる。

(エ) 以上を踏まえると、前記㉔の考え方につき部会での一致が得られるのであれば格別、そうでない場合には、前記㉑又は㉒によらざるを得ないようにも考えられるが、この点について、どのように考えるか。

3 反訴

(1) 中間試案の提案

日本の裁判所が本訴の目的である人事訴訟に係る請求について管轄権を有し、反訴の目的である人事訴訟に係る請求について管轄権を有しない場合には、被告は、本訴の目的である人事訴訟に係る請求と反訴の目的である人事訴訟に係る請求とが同一の身分関係の形成又は存否の確認を目的とするときに限り(注)、本訴の係属する裁判所に反訴を提起することができるものとする。

(注) 各請求が同一の身分関係の形成又は存否の確認を目的とすることに加えて、本訴の目的である請求又は防御の方法と密接に関連する請求を目的とするときにも反訴による管轄権を認めるか否かについては、引き続き検討する。

(2) 検討

反訴については、前記2の試案①(人事訴訟事件における併合管轄)の規律における対立を反映して、本訴請求と反訴請求とが同一の身分関係の形成又は存否の確認を目的とする場合にのみ反訴による管轄を認めるか、より広く、本訴の目的である請求又は防御の方法と密接に関連する請求を目的とするときにも反訴による管轄権を認めるかについて、意見が分かれた。意見募集の結果も同様である。

以上の議論状況に照らして、前記2の試案①と平仄を合わせるとすることによいか。

4 緊急管轄

(1) 中間試案の提案

【甲案】 人事に関する訴え又は家事審判若しくは家事調停の申立てについて(注1)、他の国際裁判管轄に関する規定によれば日本の裁判所が管轄権を有しないこととなる場合であっても、日本において訴えを提起し又は申立てをする以外に原告又は申立人の審理及び裁判を受ける権利を実現することが著しく困難であり(注2)、かつ、その訴え又は申立

てが日本に関連があるときは、裁判所は、その訴え又は申立てについて、管轄権を有するものとする。

【乙案】 特に規律を設けないものとする。

(注1) 人事に関する訴えとは、人事訴訟法第2条各号に掲げる訴えその他の身分関係の形成又は存否の確認を目的とする訴えをいい、外国法において当該事件類型に相当するものと解されるものを含む趣旨である。

家事審判とは、家事事件手続法別表第一及び別表第二に掲げる事項並びに同法第二編に定める事項についての審判をいい、家事調停とは、人事に関する訴訟事件その他家庭に関する事件（同法別表第一に掲げる事項についての事件を除く。）についての調停をいい、それぞれ外国法において当該事件類型に相当するものと解されるものを含む趣旨である。

(注2) 「著しく困難」の考慮要素等を具体的に例示するか否か、例示するとした場合の具体的な在り方について、引き続き検討する。

(2) 検討すべき論点

部会では、人事訴訟事件及び家事事件に係る国際裁判管轄については、身分関係の確定という原告又は申立人の利益を重視し、また、実際に緊急管轄が問題となる場合があることを理由に、緊急管轄の規定を設けるべきであるとの意見と、緊急管轄を認めるべき事案では明文の規定がなくとも解釈により緊急管轄を認めることができることを前提に、緊急管轄の規定が設けられなかった民事訴訟法の解釈への影響（及び平仄）を考慮し、かつ、規定上適切な要件設定が困難であることを理由に、緊急管轄の規定は設けないこととすべきであるとの意見とがあった。

意見募集手続に寄せられた意見においても、部会での議論と同様、意見は分かれた。

以上のとおり、意見は分かれているものの、解釈により緊急管轄が認められ得るとされているにも関わらず緊急管轄の規定が設けられていない民事訴訟法の解釈への影響等の観点から、【乙案】を採用することが考えられるが、この点について、どのように考えるか。

なお、人事訴訟事件及び家事事件においても、解釈により緊急管轄を認めることができることを当然の前提とするものである。

5 特別の事情による訴え（申立て）の却下

(1) 中間試案の提案

裁判所は、人事に関する訴え又は家事審判若しくは家事調停の申立てについて日本の裁判所が管轄権を有することとなる場合においても、事案の性質、その訴えの被告又はその申立ての相手方となる当事者の負担の程度、証拠の所在地、その訴え又は申立ての当事者でない未成年の子がいるときはその利益その他の事情を考慮して、日本の裁判所が審理及び裁判をすることが当事者間の衡平を害し、又は適正かつ迅速な審理の実現を妨げることとなる特別の事情があると認めるときは、その訴え又は申立ての全部又は一部を却下することができるものとする。

ただし、訴え又は申立てについて法令に日本の裁判所の管轄権の専属に関する定めがある場合（注）には、上記却下をすることができないものとする。

（注）解釈により日本の裁判所の専属とされる単位事件類型がある場合についても、上記却下はできないものとする。

（2）検討すべき論点

部会においては、特別の事情による訴え（申立て）の却下について、このような規定を設けることに特段の異論はなかった。

意見募集においては、管轄原因がある場合であっても却下すべき事案は実際に存在し、民事訴訟法にも規定があることなどを理由に、規定を設けることに賛成する意見と、濫用のおそれ等を理由に明文規定を設けることに慎重な意見があった。

意見募集の結果は分かれたが、部会における議論状況及び民事訴訟法には特別の事情による訴えの却下の規定が設けられていることを踏まえ、人事訴訟事件及び家事事件についても、上記（1）のような特別の事情による訴え（申立て）の却下の規定を設けることが考えられるが、この点について、どのように考えるか。

6 国際裁判管轄の調査方法

（1）中間試案の提案

裁判所は、日本の裁判所の管轄権に関する事項について、職権で証拠調べをすることができるものとする。

（2）検討すべき論点

部会においては、裁判所は、日本の裁判所の管轄権に関する事項につい

て、職権で証拠調べをすることができるものとするに特段の異論はなく、意見募集においても、これに反対する意見はなかった。

以上を踏まえ、裁判所は、日本の裁判所の管轄権に関する事項について、職権で証拠調べをすることができるものとするのでよいか。

7 管轄決定の標準時

(1) 中間試案の提案

人事に関する訴えにおける日本の裁判所の管轄権は、訴えの提起の時を標準として定めるものとし、家事審判事件又は家事調停事件における日本の裁判所の管轄権は、家事審判若しくは家事調停の申立てがあった時又は職権で家事事件の手続を開始した時を標準として定めるものとする。

(2) 検討すべき論点

部会においては、管轄決定の標準時を訴え提起時又は家事審判若しくは家事調停の申立て時若しくは職権による開始時とすること自体に特段の異論はなく、意見募集の結果においても、これに反対する意見はなかった。

以上を踏まえ、人事に関する訴えにおける日本の裁判所の管轄権は、訴えの提起の時を標準として定めるものとし、家事審判事件又は家事調停事件における日本の裁判所の管轄権は、家事審判若しくは家事調停の申立てがあった時又は職権で家事事件の手続を開始した時を標準として定めるものとするのでよいか。

8 訴え（申立て）の競合

(1) 中間試案の提案

【甲案】 外国の裁判所に係属する事件と同一の事件について、日本の裁判所に人事に関する訴えの提起又は家事審判の申立てがあった場合において、当該外国の裁判所の裁判が承認されることとなると見込まれるときは、日本の裁判所は、申立てにより又は職権で、一定の期間、訴訟手続又は家事審判の手続を中止することができるものとする。

裁判所の上記中止の決定に対しては、当事者（中止を申し立てた当事者を除く。）は、即時抗告をすることができるものとする。

【乙案】 特に規律を設けないものとする。

(2) 検討すべき論点

ア 部会においては、国際的に不統一な身分関係の発生を防止する必要性が特に高いことを考慮して、人事訴訟事件及び家事事件については、民事訴訟法には国際的訴訟競合に係る規定は設けられていないことを踏まえても、訴え（申立て）の競合に係る規定を設けるべきであるとして、【甲案】を支持する意見もあった一方、外国裁判所の裁判が日本において承認される可能性をあらかじめ予測することは極めて困難であり、日本の裁判所における審理の長期化を招くおそれがあること、日本の裁判所に提起された訴え等について、同一の訴え等が提起されている外国裁判所の審理状況を見守るのが適切な場合には、裁判所の手続指揮により期日の間隔を調整するなどして対応すれば足りること、民事訴訟法との平仄などの観点から、【乙案】を支持する意見もあり、見解が分かれた。

イ 意見募集手続において寄せられた意見では、①外国裁判が我が国で承認される見込みがあるか否かの判断が困難であること（人事訴訟事件及び家事事件については、財産関係事件に比して一層困難であるとの指摘もあった。）、②財産権上の訴えに関し、民事訴訟法に国際的訴訟競合に関する規定が設けられなかったこととの平仄又は整合性を考慮すべきであること、③外国裁判との関係は、外国裁判の承認・執行や、訴えの利益、特別の事情による却下の問題としても（一部）対応できることなどを理由に、【甲案】に反対する意見が寄せられた。

ウ 以上を踏まえ、訴え（申立て）の競合については、上記【乙案】を採用することが考えられるが、この点について、どのように考えるか。

9 不服申立て

(1) 中間試案の提案

国際裁判管轄に係る裁判についての不服申立ては、終局裁判に対する上訴又は審判に対する抗告によることを前提として、特別の規律を設けないものとする。

(2) 検討すべき論点

部会においては、国際裁判管轄に係る裁判についての不服申立ては、終局裁判に対する上訴又は審判に対する抗告によることを前提として、特別の規律を設けないものとすることに特段の異論はなく、意見募集においても、これに反対する意見はなかった。

これらを踏まえて、国際裁判管轄に係る裁判についての不服申立ては、終局裁判に対する上訴又は審判に対する抗告によることを前提として、特別の規律を設けないものとするのでよいか。

10 家事調停事件の国際的管轄

(1) 中間試案の提案

- ① 裁判所は、離婚及び離縁の訴えを提起することができる事項についての調停事件について、次のいずれかに該当するときは、管轄権を有するものとする。家庭に関する事件（人事に関する訴訟事件及び家事事件手続法（平成 23 年法律第 52 号）別表第一に掲げる事項についての事件を除く。）（注 1）についての調停事件についても、同様とする。
- 一 日本の裁判所が当該調停事件の事項に係る訴訟又は家事審判について管轄権を有するとき
 - 二 相手方の住所が日本国内にあるとき（注 2）
 - 三 当事者が日本の裁判所に家事調停の申立てをすることに合意したとき〔ただし、申立人の住所が日本国内にあるときに限る（注 3）。〕
- ② 裁判所は、離婚及び離縁の訴えを除く人事に関する訴えを提起することができる事項についての調停事件については、日本の裁判所が当該事項に係る訴訟について管轄権を有するときは、管轄権を有するものとする。

（注 1）外国法において当該事件類型に相当するものと解されるものを含む趣旨である。

（注 2）①二又は三によって日本の裁判所に管轄権が認められる場合につき、調停に代わる審判（家事事件手続法第 284 条以下）をすることができるものとするか否かは、引き続き検討する。

（注 3）ただし書のような付加的要件を要求すべきか否か、要求するとした場合、申立人の住所地に限定せずに、日本と何らかの関連性のある場合であれば足りるとするか否かについて、引き続き検討する。

(2) 検討すべき論点

ア 全体について

部会においては、離婚及び離縁の訴え以外の人事訴訟事件の事項に係る家事調停事件とそれ以外の家事調停事件とを区別し、前者については、いわば「簡易化された人事訴訟」である合意に相当する審判によつての

み処理されることを踏まえ、日本の裁判所が当該事項に係る訴訟について管轄権を有するときのみ日本の裁判所に管轄権を認め（試案②）、後者については、日本の裁判所が当該調停事件の事項に係る訴訟又は家事審判について管轄権を有するときのほか、相手方の住所が日本国内にあるとき及び当事者が日本の裁判所に家事調停の申立てをすることに合意したとき（ただし後記イ）にも日本の裁判所の管轄権を認める（試案①）との点については、特段の異論はなかった。

意見募集手続においては、試案に賛成する見解と、家事調停事件は人事訴訟事件及び家事審判事件と密接に関連することを理由に、人事訴訟事件及び家事事件について日本の裁判所の管轄権が認められる場合に限り、家事調停事件について日本の裁判所の管轄権を認めるべきである（したがって、試案①について、二及び三を管轄原因とすべきでない）として試案に反対する意見があった。

以上を踏まえ、家事調停事件については、離婚及び離縁の訴え以外の人事訴訟事件の事項に係る家事調停事件は、日本の裁判所が当該事項に係る訴訟について管轄権を有するときのみ日本の裁判所に管轄権を認め、それ以外の家事調停事件は、日本の裁判所が当該調停事件の事項に係る訴訟又は家事審判について管轄権を有するときに加え、相手方の住所が日本国内にあるとき及び当事者が日本の裁判所に家事調停の申立てをすることに合意したとき（ただし後記イ）にも日本の裁判所の管轄権を認めることが考えられるが、この点について、どのように考えるか。

イ 試案①三の亀甲括弧部分について

部会においては、試案①三の亀甲括弧のような限定を設けるか否かについて、これを支持する意見と、このような限定（付加的要件）は不要であるとの意見とに分かれた。

意見募集手続においても、過剰管轄を防止する観点からこれを支持する意見と、いわゆるミラーオーダーの場合（注）等の実務上のニーズが存在することから、このような限定を不要とする意見とに分かれた。

以上を踏まえ、また、子の監護又は親権に関する審判事件の国際裁判管轄における議論状況も考慮し、この点について、どのように考えるか。

（注）意見募集手続においては、外国に住所を有する両親間の子の日本への一時的訪問について、子の返還時期を定めた合意を日本の裁判所において調停調書にする場合が、これに該当するとの指摘があった。

ウ 調停に代わる審判との関係について

部会においては、調停に代わる審判をすることができる事項に係る家事調停事件について、試案①二及び三によって日本の裁判所の管轄権が認められる場合に、調停に代わる審判をすることができるとしてよいか否かについては引き続き検討するものとされた。

この点について、意見募集手続においては、調停に代わる審判は実質的には当事者の合意（消極的・事後的同意）に基づくものであると評価できることを理由に、特にこれを制限する必要はないとの意見が裁判所及び日本弁護士連合会から寄せられた。

これを踏まえ、調停に代わる審判は試案①二及び三の場合でもすることができることを前提に試案のとおりとすることが考えられるが、この点について、どのように考えるか。

11 人事訴訟を本案とする保全命令事件の国際裁判管轄

(1) 中間試案の提案

人事訴訟を本案とする保全命令事件（注1）の申立ては、日本の裁判所に本案の訴えを提起することができるとき、又は仮に差し押さえるべき物若しくは係争物（注2）が日本国内にあるときに限り、することができるものとする。

（注1）「人事訴訟を本案とする保全命令事件」とは、人事訴訟法第30条第1項に規定する「人事訴訟を本案とする保全命令事件」、すなわち、人事訴訟を本案とする民事保全事件（民事保全法第1条、第2条1項、人事訴訟法第2条参照）をいい、本案である人事訴訟には、外国法において当該事件類型に相当するものと解されるものを含む趣旨である。

（注2）「係争物」とは、民事保全法第11条に規定する「係争物」をいう。

(2) 検討すべき論点

部会においては、上記の点について特段の異論はなく、意見募集手続においても、これに反対する意見はなかった。

以上を踏まえ、人事訴訟を本案とする保全命令事件の申立ては、日本の裁判所に本案の訴えを提起することができるとき、又は仮に差し押さえるべき物若しくは係争物が日本国内にあるときに限り、することができるものとするのでよいか。

12 家事審判事件を本案とする審判前の保全処分事件の国際裁判管轄

(1) 中間試案の提案

家事審判事件を本案とする審判前の保全処分事件（注）については、日本の裁判所に、本案の家事審判事件（家事審判事件に係る事項について家事調停事件の申立てがあった場合にあっては、その家事調停事件）が係属しているときに限り、することができるものとする。

（注）「家事審判事件を本案とする審判前の保全処分事件」とは、家事事件手続法に規定する審判前の保全処分事件をいい（家事事件手続法では、第106条第1項の規定に基づく仮差押え等の審判及び同条第2項の規定に基づく高等裁判所の審判に代わる裁判を総称して「審判前の保全処分」ということとされる（第106条第1項参照）。）、本案である家事審判事件には、外国法において当該事件類型に相当するものと解されるものを含む趣旨である。

(2) 検討すべき論点（本案係属要件の要否）

中間試案は、国際的な要素を有する家事審判事件を本案とする審判前の保全処分の国際裁判管轄について、本案である家事審判手続が事件関係人の権利義務関係を具体的に形成することを目的とするものであり、保全的措置である審判前の保全処分が本案の審判に強い付随性を有するという審判前の保全処分の性格に照らして、日本の裁判所に家事審判事件又は家事調停事件が係属していることを要件としている。中間試案に対する意見の中にも、国内裁判管轄と規律をそろえて本案係属要件を課すことが相当であるなどとして、中間試案の提案に賛成するものが多かった。

これに対し、部会においては、日本の裁判所に家事審判事件又は家事調停事件が係属していない場合であっても、日本に存在する財産等の保全的措置を要する必要があるとの指摘があった。そして、①本案係属要件には外国の裁判所への事件係属を含むとして、承認可能性がある限りにおいて、仮に差し押さえるべき物又は係争物の所在地に審判前の保全処分の管轄を認めるべきであるという意見、②本案係属要件が不要であるとして、人事訴訟を本案とする保全命令事件と同様に仮に差し押さえるべき物又は係争物の所在地にも管轄を認めるべきであるという意見があり、中間試案に対する意見の中にも、②の見解を支持するものがあつた。

家事事件手続法第105条第1項が本案の係属する裁判所のみならず家事審判事件を本案とする審判前の保全処分事件の管轄権を認めている趣旨に照らし、国際的な要素を有する家事審判事件を本案とする審判前の保全処分に

については日本の裁判所（家庭裁判所）への本案係属要件を要求しないことの妥当性などを考慮する必要があると考えられるが、意見募集の結果を踏まえ、どのように考えるか。